第４章　屋内貯蔵所の位置、構造及び設備の基準

形態別法令早見表

区分	政令	規則
平家建独立専用建築物	10(1)	
高層倉庫	10(1)	16の2
高引火点危険物	10(1)＋(5)	16の2の4
特定屋内貯蔵所	10(1)＋(4)	16の2の3
高層倉庫	10(1)＋(4)	16の2の3
高引火点危険物	10(1)＋(4)＋(5)	16の2の6
高引火点危険物	10(1)＋(4)＋(5)	16の2の6
蓄電池	10(1)＋(4)＋(6)	16の2の10
ヒドロキシルアミン等	10(1)＋(4)＋(7)	16の5・16の7
高引火点危険物	10(1)＋(5)	16の2の4
蓄電池	10(1)＋(5)＋(6)	16の2の4・16の2の11
蓄電池	10(1)＋(6)	16の2の8
指定過酸化物	10(1)＋(7)	16の3・16の4
アルキルアルミニウム等	10(1)＋(7)	16の5・16の6
ヒドロキシルアミン等	10(1)＋(7)	16の5・16の7
火薬類	10(1)＋41	72
平家建以外の独立専用建築物	10(1)＋(2)	
高引火点危険物	10(1)＋(2)＋(5)	16の2の5
他用途を有する建築物に設置するもの（階層設置）	10(1)＋(3)	
蓄電池	10(1)＋(3)＋(6)	16の2の9
ヒドロキシルアミン等	10(1)＋(3)＋(7)	16の5・16の7

凡例…９(1)①→第９条第１項第１号

第１　屋内貯蔵所の区分（令１０）

１　屋内貯蔵所の区分

屋内貯蔵所の位置、構造及び設備の技術基準は、各施設形態（平家建、独立専用、高層、建築物内等）に応じて定められている。

なお、第２から第１８において、基本形態となる平家建の屋内貯蔵所の位置、構造、設備等（政令第１０条第１項第１～１５号）について記載する。

表１　平家建屋内貯蔵所の基準の概要

区分 ＼ 項目		平家建の屋内貯蔵所		高層倉庫	
			高引火点危険物		高引火点危険物
規制条文		政令第１０条第１項	政令第１０条第５項 規則第16条の2の4第2項	政令第10条第１項 第４号ただし書 規則第16条の2	政令第１０条第５項 規則第16条の2の4第3項
危険物の指定		な し	第４類 （引火点１００℃以上）	第２類・第４類	第４類 （引火点１００℃以上）
指定数量の倍数		制限なし	制限なし	制限なし	制限なし
位置	保安距離	住居　１０ｍ 学校、病院等　３０ｍ 重要文化財等　５０ｍ 高圧ガス施設　２０ｍ 特別高圧架空電線 ３ｍ又は５ｍ	２０以下：　不要 ２０越：住居　１０ｍ 学校、病院等　３０ｍ 重要文化財等　５０ｍ 高圧ガス施設（不活性ガスの施設を除く）２０ｍ	住居　１０ｍ 学校、病院等　３０ｍ 重要文化財等　５０ｍ 高圧ガス施設　２０ｍ 特別高圧架空電線 ３ｍ又は５ｍ	２０以下：　不要 ２０越：住居　１０ｍ 学校、病院等　３０ｍ 重要文化財等　５０ｍ 高圧ガス施設（不活性ガスの施設を除く）２０ｍ
	保有空地	５以下　０．５ｍ （耐火構造０ｍ） ５超 10 以下　１．５ｍ （耐火構造１ｍ） 10 超 20 以下　３ｍ （耐火構造２ｍ） 20 超 50 以下　５ｍ （耐火構造３ｍ） 50 超 200 以下　１０ｍ （耐火構造５ｍ） 200 超　１５ｍ （耐火構造１０ｍ）	20 以下　０．５ｍ （耐火構造０ｍ） 20 超 50 以下　１．５ｍ （耐火構造１ｍ） 50 超 200 以下　３ｍ （耐火構造２ｍ） 200 超　５ｍ （耐火構造３ｍ）	5 以下　０ｍ 5 超　10 以下　１ｍ 10 超　20 以下　２ｍ 20 超　50 以下　３ｍ 50 超 200 以下　５ｍ 200 超　１０ｍ	5 以下　０ｍ 5 超　10 以下　１ｍ 10 超 20 以下　２ｍ 20 超 50 以下　３ｍ 50 超 200 以下　５ｍ 200 超　１０ｍ
標識・掲示板		必 要	必 要	必 要	必 要
建物構造	階数・高さ	軒高 6m未満	軒高 6m未満	軒高 6m以上 20m未満	軒高 6m以上 20m未満
	面 積	床面積 1,000 ㎡以下	床面積 1,000 ㎡以下	床面積 1,000 ㎡以下	床面積 1,000 ㎡以下
	壁	耐 火 構 造 第２類 （引火性固体を除く） 第４類（引火点７０℃以上のみ又は１０倍以下：延焼のおそれのない外壁は不燃材料で可	耐 火 構 造 延焼のおそれのない外壁：不燃材料で可	耐 火 構 造	耐 火 構 造
	柱	同 上	耐火構造又は不燃材料	耐 火 構 造	耐 火 構 造
	床	同 上	同 上	耐 火 構 造	耐 火 構 造
	はり	不 燃 材 料	不 燃 材 料	耐 火 構 造	耐 火 構 造
	屋 根	軽量な不燃材料 第２類（粉状のもの・引火性固体を除く。）：耐火構造で可	不 燃 材 料	軽量な不燃材料 第２類（粉状のもの・引火性固体を除く。）：耐火構造で可	軽量な不燃材料
	天 井	禁止（第５類を除く）		禁 止	禁 止
	窓	防火設備 延焼のおそれのある外壁には、設置禁止	防火設備又は不燃材料もしくはガラスで造られた戸 延焼のおそれのある外壁には、設置禁止	特定防火設備 延焼のおそれのある外壁には、設置禁止	特定防火設備 延焼のおそれのある外壁には、設置禁止
	出入口	防火設備 延焼のおそれのある外壁には、自閉式特定防火設備	防火設備又は不燃材料若くはガラスで造られた戸 延焼のおそれのある外壁には自閉式特定防火設備。ガラス用いる場合は網入ガラス	特定防火設備 延焼のおそれのある外壁には自閉式特定防火設備	特定防火設備 延焼のおそれのある外壁には自閉式特定防火設備
設備	架 台	不燃材料、耐震性等	不燃材料、耐震性等	不燃材料、耐震性等	不燃材料、耐震性等
	換気設備	必 要	必 要	必 要	必 要
	排出設備	引火点が７０℃未満の危険物：必要	不 要	引火点が７０℃未満の危険物：必要	不 要
	採光･照明	必 要	必 要	必 要	必 要
	電気設備	電気工作物に係る法令の規定による。			
	避雷設備	１０倍以上	不 要	必 要	必 要
	通風・冷房装置等	セルロイド等の貯蔵倉庫に必要			

表２　特定屋内貯蔵所の基準の概要

区分／項目		特定屋内貯蔵所		高層倉庫	
			高引火点危険物		高引火点危険物
規制条文		政令第 10 条第 4 項 規則第 16 条の 2 の 3 第 2 項	政令第 10 条第 5 項 規則第 16 条の 2 の 6 第 2 項	政令第 10 条第 4 項 規則第 16 条の 2 の 3 第 3 項	政令第 10 条第 5 項 規則第 16 条の 2 の 6 第 3 項
危険物の指定		な し	第４類 （引火点 100℃以上）	第２類・第４類	第４類 （引火点 100℃以上）
指定数量の倍数		50 以下	50 以下	50 以下	50 以下
位置	保安距離	不 要	不 要	不 要	不 要
	保有空地	5 以下　　0m 5 超 20 以下　1m 20 超 50 以下 2m	不 要	5 以下　　0m 5 超 10 以下　1m 10 超 20 以下 2m 20 超 50 以下 3m	5 以下　　0m 5 超 20 以下　1m 20 超 50 以下 2m
標識・掲示板		必 要	必 要	必 要	必 要
建物構造	階数・高さ	軒高 6m 未満	軒高 6m 未満	軒高 6m 以上 20m 未満	軒高 6m 以上 20m 未満
	面 積	床面積 150 ㎡以下	床面積 150 ㎡以下	床面積 150 ㎡以下	床面積 150 ㎡以下
	壁	耐 火 構 造	耐 火 構 造	耐 火 構 造	耐 火 構 造
	柱	耐 火 構 造	耐 火 構 造	耐 火 構 造	耐 火 構 造
	床	耐 火 構 造	耐 火 構 造	耐 火 構 造	耐 火 構 造
	は り	耐 火 構 造	耐 火 構 造	耐 火 構 造	耐 火 構 造
	屋 根	耐 火 構 造	耐 火 構 造	耐 火 構 造	耐 火 構 造
	天 井	—	—	—	—
	窓	禁 止	禁 止	禁 止	禁 止
	出入口	自閉式特定防火設備	自閉式特定防火設備	自閉式特定防火設備	自閉式特定防火設備
設備	架 台	不燃材料、耐震性等	不燃材料、耐震性等	不燃材料、耐震性等	不燃材料、耐震性等
	換気設備	必 要	必 要	必 要	必 要
	排出設備	引火点が 70℃未満の危険物：必要	不 要	引火点が 70℃未満の危険物：必要	不 要
	採光・照明	必 要	必 要	必 要	必 要
	電気設備	電気工作物に係る法令の規定によること。			
	避雷設備	１０倍以上	不 要	必 要	必 要
	通風・冷房装置等	セルロイド等の貯蔵倉庫に必要	—	—	—

表３　平家建以外の屋内貯蔵所の特例基準の概要

区分／項目		平家建以外の屋内貯蔵所	
			高引火点危険物
規制条文		政令第 10 条第 2 項	政令第 10 条第 5 項 規則第 16 条の 2 の 5
危険物の指定		第 2 類(引火性固体を除く。) 第 4 類(引火点 70℃以上)	第 4 類(引火点 100℃以上)
指定数量の倍数		制 限 な し	制 限 な し
位置	保安距離	住居　10m 学校、病院等　30m 重要文化財の建築物等　50m 高圧ｶﾞｽ施設　20m 特別高圧架空電線 3m 又は　5m	20 以下:　不要 20 超: 住居　10m 学校､病院等　30m 重要文化財の建築物等　50m 高圧ｶﾞｽ施設　20m (不活性ｶﾞｽの施設を除く。)
	保有空地	5 以下　０ｍ 5 超 10 以下　１ｍ 10 超 20 以下　２ｍ 20 超 50 以下　３ｍ 50 超 200 以下　５ｍ 200 超　１０ｍ	20 以下 :　0.5m(耐火構造 0m) 20 超 50 以下　1.5m(耐火構造 1m) 50 超 200 以下　3m(耐火構造 2m) 200 超　5m(耐火構造 3m)
	標識・掲示板	必 要	必 要
建物構造	階数・高さ	階高６ｍ未満	階高６ｍ未満
	面 積	床面積の合計１，０００㎡以下	床面積の合計１，０００㎡以下
	防火区画	２階以上の床には開口部なし。 (専用階段室を設ける場合を除く。)	２階以上の床には開口部なし。 (専用階段室を設ける場合を除く。)
	壁	耐火構造	不燃材料 延焼のおそれのあるもの：耐火構造
	柱	耐火構造	不燃材料
	床	耐火構造	不燃材料
	は り	耐火構造	不燃材料
	屋 根	軽量な不燃材料 第 2 類(粉状のものを除く)：耐火構造で可	不燃材料
	天 井	禁 止	―
	窓	防火設備 延焼のおそれのある外壁には、設置禁止	防火設備又は不燃材料若しくはガラスで造られた戸。 延焼のおそれのある外壁には設置禁止
	出入口	防火設備 延焼のおそれのある外壁には、自閉式特定防火設備。	防火設備又は不燃材料若しくはガラスで造られた戸。 延焼のおそれのある外壁には、自閉式特定防火設備。 ガラスを用いる場合は網入ガラス。
	階 段	不燃材料 屋外設置又は専用階段室	不燃材料 屋外設置又は専用階段室
設備	架 台	不燃材料、耐震性等	不燃材料、耐震性等
	換気設備	必 要	必 要
	排出設備	不 要	不 要
	採光・照明	必 要	必 要
	電気設備	電気工作物に係る法令の規定によること。	
	避雷設備	１０倍以上	不 要

表４　建築物内に設ける屋内貯蔵所の基準の概要

区分／項目		建築物内に設置される屋内貯蔵所
規制条文		政令第１０条第３項
危険物の指定		な し
指定数量の倍数		２０以下
位置	保安距離	不 要
	保有空地	不 要
	形 態	壁、柱、床及びはりが耐火構造の建築物の１階又は２階のいずれかーの階
標識・掲示板		必 要
建物構造	階数・高さ	階高６ｍ未満
	面 積	床面積７５㎡以下
	防火区画	出入口以外の開口部を有しない耐火構造の壁 ・床（厚さ７０㎜以上の鉄筋コンクリート造又はこれと同等以上の強度を有するもの）
	壁	耐火構造
	柱	耐火構造
	床	耐火構造
	は り	耐火構造
	屋 根	耐火構造
	天 井	―
	窓	禁 止
	出入口	自閉式特定防火設備
	階 段	―
設備	架 台	不燃材料、耐震性等
	換気設備	必 要 （防火ダンパー）
	排出設備	引火点が７０℃未満の危険物：必要（防火ダンパー）
	採光・照明	必 要
	電気設備	電気工作物に係る法令の規定によること。
	避雷設備	１０倍以上
	通風・冷房装置等	セルロイド等の貯蔵倉庫に必要

表５　蓄電池により危険物を貯蔵する屋内貯蔵所の基準の概要

区分 ＼ 項目		蓄電池設備の屋内貯蔵所	建築物内に設置される屋内貯蔵所	特定屋内貯蔵所	高引火点危険物屋内貯蔵所
規制条文		政令第10条第6項 規則第16条の2の8 第2項	政令第10条第6項 規則第16条の2の 9第2項	政令第10条第6項 規則第16条の2の 10第2項	政令第10条第6項 規則第16条の2の11 第2項
危険物の指定		第２類・第４類（規則第16条の2の7に規定されるもの）			
指定数量の倍数		制限なし	20以下	50以下	制限なし
位置	保安距離	住居　　１０ｍ 学校、病院等　３０ｍ 重要文化財等　５０ｍ 高圧ガス施設　２０ｍ 特別高圧架空電線 ３ｍ又は５ｍ	不 要	不 要	２０以下：　不要 ２０越：住居　１０ｍ 学校、病院等　３０ｍ 重要文化財等　５０ｍ 高圧ガス施設(不活性ガスの施設を除く)　２０ｍ
	保有空地	５以下　　０．５ｍ （耐火構造０ｍ） ５超10以下　１．５ｍ （耐火構造１ｍ） 10超20以下　　３ｍ （耐火構造２ｍ） 20超50以下　　５ｍ （耐火構造３ｍ） 50超 200以下　１０ｍ （耐火構造５ｍ） 200 超　　１５ｍ （耐火構造１０ｍ）	不 要	5以下　　0m 5超20以下　1m 20超50以下　2m	20以下　　０．５ｍ （耐火構造０ｍ） 20超50以下　１．５ｍ （耐火構造１ｍ） 50超 200以下　　３ｍ （耐火構造２ｍ） 200 超　　５ｍ （耐火構造３ｍ）
標識・掲示板		必 要			
建物構造	階数・高さ	各階の床を地盤面以上に設けるとともに、床面から上階の床の下面（上階のない場合には、軒）までの高さを１２ｍ未満			
	面 積	制限なし			
	壁	耐 火 構 造（延焼のおそれのある外壁を出入口以外の開口部を有しない壁とする）			
	柱	耐 火 構 造			
	床	耐 火 構 造			
	はり	耐 火 構 造			
	屋 根	軽量な不燃材料 第2類(粉状のもの・引火性固体を除く。) ：耐火構造で可	耐 火 構 造	耐 火 構 造	不燃材料
	天 井	禁止（第５類を除く）	―	―	―
	窓	防火設備 延焼のおそれのある外壁には、設置禁止	禁 止	禁 止	防火設備又は不燃材料もしくはガラスで造られた戸 延焼のおそれのある外壁には、設置禁止
	出入口	防火設備 延焼のおそれのある外壁には、自閉式特定防火設備	自閉式 特定防火設備	自閉式 特定防火設備	防火設備又は不燃材料もしくはガラスで造られた戸 延焼のおそれのある外壁には自閉式特定防火設備。ガラス用いる場合は網入ガラス
	階段	不燃材料			
設備	架 台	不燃材料、耐震性等			
	換気設備	不要	必要（防火ダンパー）	不要	不要
	排出設備	不要	引火点が７０℃未満の危険物：必要 （防火ダンパー）	不要	不要
	採光・照明	不要			
	電気設備	制限なし			
	避雷設備	不要			
	通風・冷房装置等	不要			

第２　保安距離（令１０－１－１）

１　保安距離

屋内貯蔵所の位置は、第３章「製造所の位置、構造及び設備の基準」 第１「保安距離」（政令第９条第１項第１号）の例によること。（政令第１０条第１項第１号）

なお、原則として認定保安距離（政令第９条第１項第１号ただし書）は、適用しないものとする。（★）

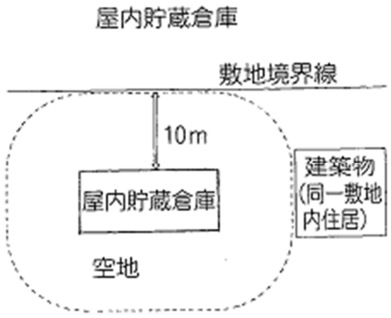
第３　保有空地（令１０－１－２）

１　保有空地

危険物を貯蔵し、又は取り扱う建築物（以下「貯蔵倉庫」という。）の周囲に、次の表に掲げる区分に応じそれぞれ同表に定める幅の空地を保有すること。ただし、２以上の屋内貯蔵所を隣接して設置するときは、総務省令（規則第１４条）で定めるところにより、その空地の幅を減ずることができる。（政令第１０条第１項第２号）

平家建専用屋内貯蔵所の保有空地

区　　分	空　地　の　幅	
	建築物の壁.柱.床が耐火構造の場合	左欄に掲げる以外の場合
指定数量の倍数が５以下の屋内貯蔵所	０ｍ	０．５ｍ以上
指定数量の倍数が５を超え10以下の屋内貯蔵所	１ｍ以上	１．５ｍ以上
指定数量の倍数が10を超え20以下の屋内貯蔵所	２ｍ以上	３ｍ以上
指定数量の倍数が20を超え50以下の屋内貯蔵所	３ｍ以上	５ｍ以上
指定数量の倍数が50を超え200以下の屋内貯蔵所	５ｍ以上	１０ｍ以上
指定数量の倍数が200を超える屋内貯蔵所	１０ｍ以上	１５ｍ以上



１０ｍの幅の保有空地を要する貯蔵倉庫を示す敷地境界線はもとより、敷地内建築物等に対しても空地を必要とする。

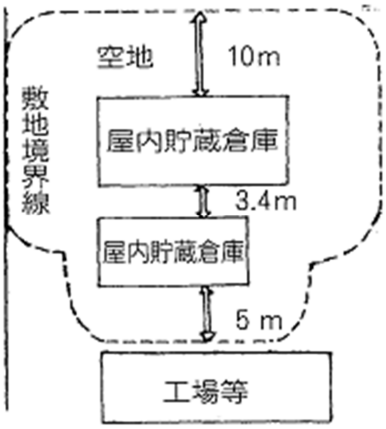
２　保有空地の特例

⑴　政令第１０条第１項第２号ただし書の規定により、同号の表に定める空地の幅を減ずることができる範囲は、次のとおりとする。（規則第１４条）

①　指定数量の倍数が２０を超える屋内貯蔵所（規則第７２条第１項に規定する危険物のみを貯蔵し、又は取り扱うものを除く。）が同一の敷地内に設置されている他の屋内貯蔵所との間に政令第１０条第１項第２号の表に定める空地の幅の３分の１の幅の空地を保有することができる範囲までであること。ただし、当該屋内貯蔵所の空地の幅は、３ｍ未満とすることはできない。（規則第１４条第１号）

ア　規則第７２条第１項に規定する危険物とは、第１類の危険物のうち塩素酸塩類、過塩素酸塩類若しくは硝酸塩類又はこれらのいずれかを含有するもの、第２類の危険物のうち硫黄、鉄粉、金属粉若しくはマグネシウム又はこれらのいずれかを含有するもの及び第５類の危険物のうち硝酸エステル類、ニトロ化合物若しくは金属のアジ化物又はこれらのいずれかを含有するもののうち火薬類に該当するものをいう。（規則第７２条第１項）

イ　相互間の空地の幅は、それぞれがとるべき空地のうち、大なる空地の幅を基準として算出すること。（★）



１０ｍの幅の保有空地を要する貯蔵倉庫と５ｍの幅の保有空地を要する貯蔵倉庫を隣接して設置するとき、貯蔵倉庫間の空地の幅は１０ｍの１／３（３．４ｍ）まで減少できる。

②　規則第７２条第１項に規定する危険物のみを貯蔵し、又は取り扱う２以上の屋内貯蔵所を同一の敷地内に隣接して設置するときは、当該屋内貯蔵所が相互間に０．５ｍの幅の空地を保有することができる範囲までであること。（規則第１４条第２号）

⑵　屋内貯蔵所の設置場所が河川に面している等、地形上火災が生じた場合においても延焼のおそれが少なく、かつ、消火活動上支障がない場合は、政令第２３条の規定を適用して空地の幅を減ずることができる。（昭和３６年５月１０日付自消甲予発第２５号）（★）

３　保有空地の起算点

保有空地の起算点は、第３章「製造所の位置、構造及び設備の基準」第２「保有空地」．３「保有空地の起算点」の例によること。

４　留意事項

留意事項は、第３章「製造所の位置、構造及び設備の基準」第２「保有空地」．４「留意事項」の例によること。

５　保有空地内の植栽

保有空地内の植栽については、**別記３［保有空地内の植栽、設備等］**によること。

第４　標識及び掲示板（令１０－１－３）

１　標識及び掲示板

屋内貯蔵所には、総務省令（規則第１７条・第１８条）で定めるところにより、見やすい箇所に屋内貯蔵所である旨を表示した標識及び防火に関し必要な事項を掲示した掲示板を設けること。（政令第１０条第１項第３号）

標識は、事業所内に存する種々の施設の中で、危険物施設を区分し、その所在を周知させることにより防災上の注意を喚起するために設けるものであり、また、掲示板は、施設の防火に関し必要な事項を掲示することによりその徹底を図るために設けるものである。

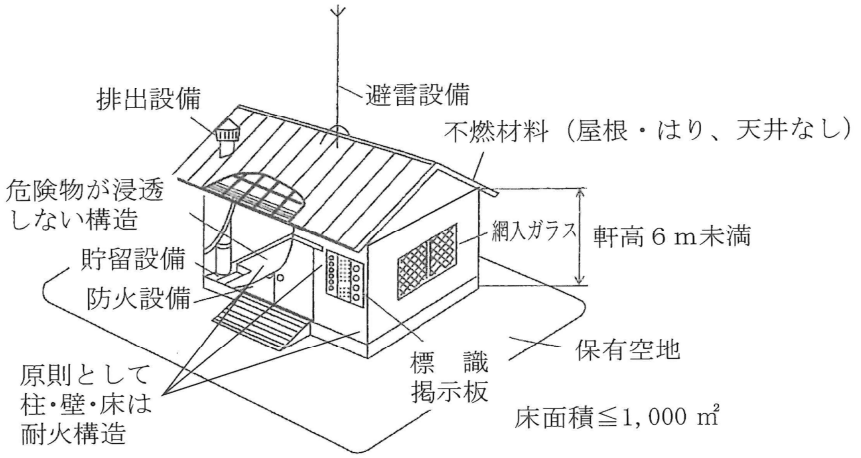
なお、標識及び掲示板は、**別記４［標識・掲示板］**によること。

第５　貯蔵倉庫の形態（独立専用）（令１０－１－３の２）

１　貯蔵倉庫の形態

貯蔵倉庫は、独立した専用の建築物とすること。（政令第１０条第１項第３号の２）災害の発生、拡大防止の観点から、基本形態としての貯蔵倉庫の形態は、独立・専用の建築物とすることが定められている。

屋内貯蔵所の一般的な構造（独立平家建）例



第６　貯蔵倉庫の軒高等（令１０－１－４）

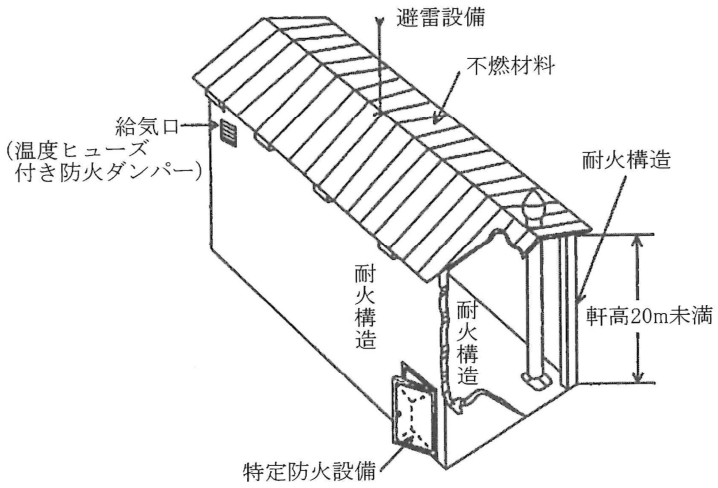
１　貯蔵倉庫の軒高等

貯蔵倉庫は、地盤面から軒までの高さ（以下「軒高」という。）が６ｍ未満の平家建とし、かつ、その床を地盤面以上に設けること。ただし、第２類又は第４類の危険物のみの貯蔵倉庫で総務省令（規則第１６条の２）で定めるものにあっては、その軒高を２０ｍ未満とすることができる。（以下「高層倉庫」という。）　（政令第１０条第１項第４号）

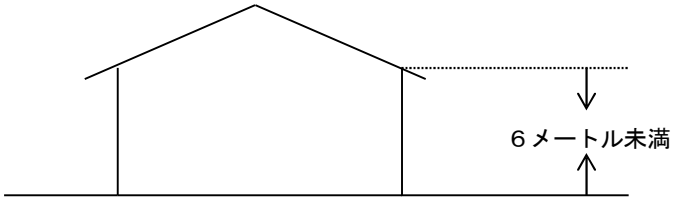
貯蔵倉庫は、可燃性蒸気の滞留による引火、消火活動の困難さ、雨水等の侵入等を考慮してその床を地盤面以上に設けるとともに、万一、火災等の事故が発生した場合にその圧力等を上部に放出し、近隣建築物等への影響を小さくするために平家建とすることとしている。

また、貯蔵倉庫の地盤面から軒までの高さは、初期消火活動及び消防隊の地上からの放水による消火活動の困難性等を考慮に入れて、原則として６ｍ未満とされている。

第２類、第４類の危険物を貯蔵する高層倉庫の例図



⑴　「軒高」とは、地盤面から建築物の小屋組又はこれに代わる横架材を支持する壁、敷げた又は柱の上端までの高さとする。　（平成元年３月１日消防危第１４号 消防特第３４号）



⑵ 「床を地盤面以上」とは、周囲の地盤面よりも概ね０．１m以上高くしたものをいうこと。（★）

２　高層倉庫の基準

政令第１０条第１項第４号の総務省令で定める貯蔵倉庫は、次に掲げる基準のすべてに適合する貯蔵倉庫とする。（規則第１６条の２）

⑴ 貯蔵倉庫は、壁、柱、はり及び床を耐火構造とすること。
なお、「耐火構造」は、**別記２［不燃材料及び耐火構造］**によること。

⑵ 貯蔵倉庫の窓及び出入口には、特定防火設備を設けること。
なお、「特定防火設備」は、第３章「製造所の位置、構造及び設備の基準」第７「窓、出入口」３によること。

⑶ 貯蔵倉庫には、規則第１３条の２の３に規定する避雷設備を設けること。ただし、周囲の状況によって安全上支障がない場合においては、この限りでない。
① 避雷設備は、JIS Z9290-3「雷保護－第3部：建築物等への物的損傷及び人命の危険」に基づく**別記８［避雷設備］**によること。
② 「安全上支障がない場合」とは、第３章「製造所の位置、構造及び設備の基準」第１８「避雷設備」．１によること。

第７　貯蔵倉庫の床面積の制限（令１０－１－５）

１　貯蔵倉庫の床面積の制限

一の貯蔵倉庫の床面積は、１，０００㎡を超えないこと。（政令第１０条第１項第５号）
なお、床面積は、建築基準法施行令第２条第１項第３号に定めるところ（建築物の各階又はその一部で壁その他の区画の中心線で囲まれた部分の水平投影面積）による。

第８　貯蔵倉庫の構造（令１０－１－６）

１　貯蔵倉庫の構造

貯蔵倉庫は、壁、柱及び床を耐火構造とし、かつ、はりを不燃材料で造るとともに、延焼のおそれのある外壁を出入口以外の開口部を有しない壁とすること。ただし、指定数量の１０倍以下の危険物の貯蔵倉庫又は第２類若しくは第４類の危険物（引火性固体及び引火点が７０℃未満の第４類の危険物を除く。）のみの貯蔵倉庫にあっては、延焼のおそれのない外壁、柱及び床を不燃材料で造ることができる。（政令第１０条第１項第６号）

貯蔵倉庫の壁、柱、床は、火災の拡大防止の観点から、原則として耐火構造とすることとされている。

⑴ 「不燃材料」及び「耐火構造」は、**別記２［不燃材料及び耐火構造］**によること。

⑵ 「延焼のおそれのない外壁」とは、**別記５［延焼のおそれのある部分等］**の延焼のおそれのある外壁以外の外壁とする。

第９　屋根（令１０－１－７）

１　屋根

貯蔵倉庫は、屋根を不燃材料で造るとともに、金属板その他の軽量な不燃材料でふき、かつ、天井を設けないこと。ただし、第２類の危険物（粉状のもの及び引火性固体を除く。）のみの貯蔵倉庫にあっては屋根を耐火構造とすることができ、第５類の危険物のみの貯蔵倉庫にあっては当該貯蔵倉庫内の温度を適温に保つため、難燃性の材料又は不燃材料で造った天井を設けることができる。
（政令第１０条第１項第７号）

屋根は、貯蔵倉庫において、万一事故が発生した場合に、その圧力等を上方に放出させるために、原則として不燃材料で造るとともに軽量な不燃材料でふき、天井を設けないこととされている。

なお、第５類の危険物以外を貯蔵する屋内貯蔵所で、品質管理等、温度管理等の理由で天井が必要な物品を貯蔵する屋内貯蔵所で周囲の状況、施設の構造、取り扱う危険物の性質等に応じて保安上支障ないと認める場合は、政令第２３条を適用し、認めて差し支えない。

（平成１０年第４３回危険物員会審議結果）

⑴　「屋根を不燃材料で造る」とは、第３章「製造所の位置、構造及び設備の基準」第６「屋根」．１．⑴ によること。

⑵　「金属板その他の軽量な不燃材料」とは、第３章「製造所の位置、構造及び設備の基準」第６「屋根」．１．⑵ によること。

⑶　「不燃材料」は、**別記２［不燃材料及び耐火構造］**によること。

⑷　「屋根」から必要な採光をとる場合は、第３章「製造所の位置、構造及び設備の基準」第６「屋根」．１．⑷ によること。

第１０　窓、出入口（令１０－１－８）

１　窓、出入口

貯蔵倉庫の窓及び出入口には、防火設備を設けるとともに、延焼のおそれのある外壁に設ける出入口には、随時開けることができる自動閉鎖式の特定防火設備を設けること。

（政令第１０条第１項第８号）

危険物を取り扱う建築物は、火災の危険性が大きいので、当該建築物の窓及び出入口も耐火構造等防火性能を有する壁体と一体となって延焼阻止の目的を達成するものでなければならないことから、当該窓及び出入口には防火設備を設けることとされている。

⑴　特定防火設備及び防火設備は、第３章「製造所の位置、構造及び設備の基準」第７「窓、出入口」．２及び３によること。

⑵　「延焼のおそれのある外壁」とは、**別記５［延焼のおそれのある部分等］**によること。

第１１　網入りガラス（令１０－１－９）

１　網入りガラス

貯蔵倉庫の窓及び出入口にガラスを用いる場合は、網入りガラスとすること。

（政令第１０条第１項第８号）

窓及び出入口に用いる網入りガラスは、火災の際に亀裂が出来ても容易に炎が通過する隙間ができないなどの防火上及び爆発時のガラスの飛散防止等を目的としている。

２　留意事項

留意事項にあっては、第３章「製造所の位置、構造及び設備の基準」第８「網入りガラス」．２によること。

第１２　床の構造（令１０－１－１０）

１　床の構造

第１類の危険物のうちアルカリ金属の過酸化物若しくはこれを含有するもの、第２類の危険物のうち鉄粉、金属粉若しくはマグネシウム若しくはこれらのいずれかを含有するもの、第３類の危険物のうち禁水性物品又は第４類の危険物の貯蔵倉庫の床は、床面に水が浸入し、又は浸透しない構造とすること。（政令第１０条第１項第１０号）

床の構造は、禁水性物品等の危険物は、水と作用して発熱又は発火する性質を有するため、また、

第４類の危険物は漏えいした場合に水に浮遊又は溶解し拡大する性質を有するため、床面に水が浸入し、又は浸透しない構造とするよう規定している。

※　「床面に水が浸入し、又は浸透しない構造」とは、床面をコンクリート造とすること等をいう。

第１３　床の傾斜・貯留設備等（令１０－１－１１）

１　床の傾斜・貯留設備等

液状の危険物の貯蔵倉庫の床は、危険物が浸透しない構造とするとともに、適当な傾斜を付け、かつ、貯留設備を設けること。　（政令第１０条第１項第１１号）

液状の危険物を取り扱う建築物において危険物が流出した場合に、その床面に危険物が浸透するのを防止するとともに、流出した危険物の拡大範囲を局限化し、回収等の事後措置を容易にすることを目的としている。

⑴　危険物が浸透しない構造、適当な傾斜、貯留設備の構造

第３章「製造所の位置、構造及び設備の基準」第９「床の構造」．１．⑴～⑶によること。

⑵　排水溝の構造

床面には、漏れた危険物を貯留設備に導くための排水溝（幅及び深さ０．１ｍ以上）を設けるとともに、滞水しないように勾配をつけること。

第１４　架台（令１０－１－１１の２）

１　架台

貯蔵倉庫に架台を設ける場合には、架台の構造及び設備は、総務省令（規則第１６条の２の２）で定めるところによるものであること。　（政令第１０条第１項第１１号の２）

２　架台の基準

政令第１０条第１項第１１号の２の規定による架台の構造、設備は、次のとおりとする。

（規則第１６条の２の２）

⑴　架台は、不燃材料で造るとともに、堅固な基礎に固定すること。

「不燃材料」は、**別記２［不燃材料及び耐火構造］**によること。

⑵　架台は、当該架台及びその付属設備の自重、貯蔵する危険物の重量、地震の影響等の荷重によって生ずる応力に対して安全なものであること。詳細については３「架台の耐震対策」によること。

⑶　架台には、危険物を収納した容器が容易に落下しない措置を講ずること。

「容器が容易に落下しない措置」とは、地震動等による容器の落下を防止するための措置であり、例えば、当該架台に不燃材料でできた柵等を設けることをいう。

（平成元年７月４日付消防危第６４号）

⑷　第２類の危険物のうち鉄粉、金属粉若しくはマグネシウム若しくはこれらのいずれかを含有するもの、第３類の危険物のうち禁水性物品の屋内貯蔵所にあっては、防湿のため床の上に通気性のある木製の架台を設けることができること。

なお、架台については堅固に固定する等の措置を講じること。　（★）

３　架台の耐震対策（平成８年１０月１５日付消防危第１２５号）

⑴　架台の構造について

①　新たに設置する架台

地震時の荷重に対して座屈及び転倒を生じない構造とすること。

この場合、設計水平震度(Ｋｈ)は静的震度法により、

Ｋｈ＝０．１５×ν1×ν2

ν1：地域別補正係数（和泉市消防本部管内は１．０）、

ν2：地盤別補正係数（告示第４条の２０第２項第１号ロの地盤の区分が確認できない場合は、２．００とすること。）

また、設計鉛直震度は設計水平震度の１／２とする。

ただし、高さが６m以上の架台にあっては応答を考慮し、修正震度法によるものとする。(計算式については、平成８年１０月１５日付消防危第１２５号通知中別添１参照)なお、高層倉庫等で架台が建屋と一体構造となっているものについては、建築基準法によることができること。

（平成８年１０月１５日付消防危第１２５号）

② 指定数量の５０倍以上の危険物を貯蔵する既設の屋内貯蔵所で現に設置されている架台

架台の更新・補修等の機会をとらえ、地震時の荷重に対して座屈及び転倒を生じない構造（上記①と同じ。）となるよう改修すること。

⑵ 貯蔵位置について

低引火点の危険物については、できるだけ低い場所に貯蔵するよう配意すること。

⑶ 容器の落下防止措置について

① 容器の落下試験高さ（告示第６８条の５第２項第1 号ニに掲げる表に定める危険等級に応じた落下高さをいう。）を超える高さの架台に貯蔵する場合

容器を荷崩れ防止バンドで結束する、柵付きパレット(かご状)で貯蔵する等により一体化を図る（パレットを用いる場合にあっては、これと合わせて架台にパレットの落下防止具、移動防止具等を取り付ける。）こと。または、開口部に、容器の落下防止に有効な柵、綱等を取り付けること。

② 床面に直接積み重ねて貯蔵する場合

容器を荷崩れ防止バンドで結束する等により一体化を図ること。

⑷ その他

耐震措置について、高度な技術的判断が必要とされる場合にあっては、必要に応じ危険物保安技術協会の技術援助等の活用を指導すること。

⑸ 耐震計算を要しない架台（★）

次の要件を満たす表を満たす市販の既製品鋼製ラック棚又は建築物と一体の構造となっている架台については、計算しないことができる。

① 組み立てがボルト等の締付接合によるもの

② 棚全体及び各段の耐荷重が仕様書等で確認できるもの

③ 各段の耐荷重が想定される収容物の最大重量に対し余裕のあるもの

④ 側面及び背面に筋交い（ブレース）が取り付けられているもの

⑤ 棚自体の強度が下がるような穴あけ等の加工をすることなく容器の落下防止措置、堅固な基礎への固定ができるもの

第１５　採光、照明、換気設備及び排出設備（令１０－１－１２）

１　採光、照明、換気設備及び排出設備

貯蔵倉庫には、危険物を貯蔵し、又は取り扱うために必要な採光、照明及び換気の設備を設けるとともに、引火点が７０度未満の危険物の貯蔵倉庫にあっては、内部に滞留した可燃性の蒸気を屋根上に排出する設備を設けること。（政令第１０条第１項第１２号）

２　採光及び照明設備の基準

⑴　「必要な採光」を屋根面にとる場合は、第３章「製造所の位置、構造及び設備の基準」第６「屋根」．１.⑷ によること。

⑵　照明設備により、危険物の取り扱いに支障がなければ、採光設備を設けないことができる。
（平成元年５月１０日付消防危第４４号質疑）

３　換気設備及び排出設備の基準

換気設備及び排出設備の定義、設置基準については、**別記６［換気、排出設備］**によること。

第１６　電気設備（令１０－１－１３）

１　電気設備

電気設備は、第３章「製造所の位置、構造及び設備の基準」第１６「電気設備」の例によること。
（政令第１０条第１項第１３号）

なお、屋内貯蔵所において電気機械器具等を使用する場合は、令和６年３月２９日付消防危第８０号によること。

第１７　避雷設備（令１０－１－１４）

１　避雷設備

指定数量の１０倍以上の危険物の貯蔵倉庫には、総務省令（規則第１３条の２の３）で定める避雷設備を設けること。（政令第１０条第１項第１４号）

貯蔵倉庫において、雷撃による火災の発生、施設の破損等を防止することを目的としている。

ただし、周囲の状況によって安全上支障がない場合においては、この限りではない。
（政令第１０条第１項第１４号ただし書）

なお、安全上支障がない場合とは、第３章「製造所の位置、構造及び設備の基準」第１８「避雷設備」１.⑴及び⑵によること。

２　避雷設備の基準

避雷設備はJIS Z9290-3「雷保護－第3部：建築物等への物的損傷及び人命の危険」に適合するものとし、この規格における危険物施設に対する保護レベルは、原則としてレベルⅠとすること。

ただし、雷の影響からの保護確率を考慮した合理的な方法により、雷保護の有効性が確認されれば、保護レベルをⅡとすることができる。（平成１７年１月１４日付消防危第１４号）

３　避雷設備の運用

避雷設備の運用にあっては**別記８［避雷設備］**によること。

第１８　温度上昇防止装置等（令１０－１－１５）

１　温度上昇防止装置等

第５類の危険物うちセルロイドその他温度の上昇により分解し、発火するおそれのあるもので総務省令で定めるものの貯蔵倉庫は、当該貯蔵倉庫内の温度を当該危険物の発火する温度に達しない温度に保つ構造とし、又は通風装置、冷房装置等の設備を設けること。（政令第１０条第１項第１５号）

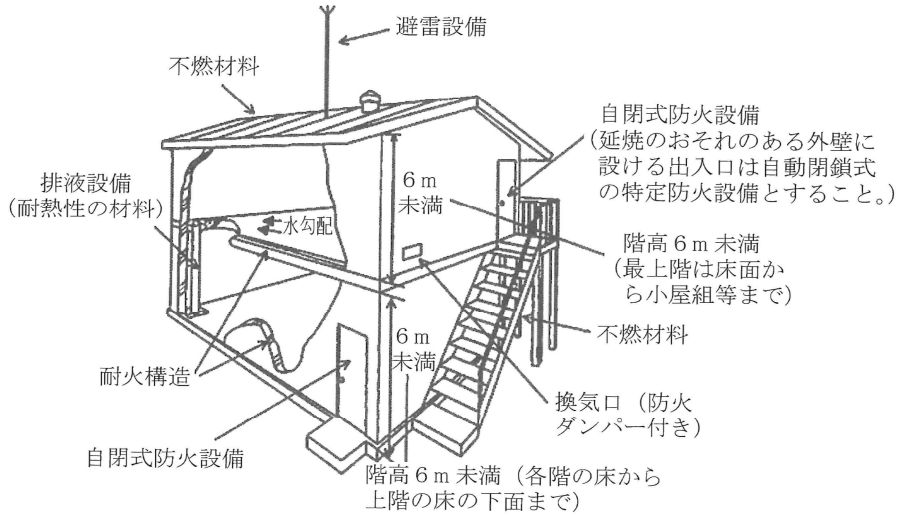
第５類の危険物のセルロイドの着火温度は約１８０℃であり、古いものや湿気等をおびたものは周囲の温度の上昇により分解が促進され、自然発火する危険性があるので、このようなおそれのあるものの貯蔵倉庫は、倉庫内の温度を上昇させないために屋根を二重構造としたり、天井を設けて小屋うらに換気口を設ける等の構造とするとともに、通風装置、冷房装置、散水装置等の温度上昇を防止する設備を設けることとされている。

第１９　平家建以外の独立専用屋内貯蔵所（令１０－２）

１　平家建以外の独立専用屋内貯蔵所

屋内貯蔵所は、危険物の性状又は消防活動上の困難性から平家建とすることが原則であるが、第２類又は第４類の危険物（引火性固体及び引火点が７０度未満の第４類の危険物を除く。）のみを貯蔵し、又は取り扱うものは、平家建としないことができるものである。

平家建以外の独立専用屋内貯蔵所の例図



２　平家建以外の独立専用屋内貯蔵所の基準

⑴　屋内貯蔵所のうち第２類又は第４類の危険物（引火性固体及び引火点が７０度未満の第４類の危険物を除く。）のみを貯蔵し、又は取り扱うもの（貯蔵倉庫が平家建以外の建築物であるものに限る。）の位置、構造及び設備の技術上の基準は、政令第１０条第１項第１号から第３号の２まで及び第７項から第１４号までの規定の例によるほか、次のとおりする。　　（政令第１０条第２項）

①　貯蔵倉庫は、各階の床を地盤面以上に設けるとともに、床面から上階の床の下面（上階のない場合には、軒）までの高さ（以下「階高」という。）を６ｍ未満とすること。

（政令第１０条第２項第１号）

なお、最上階における階高は、床面から建築物の小屋組又はこれに代わる横架材を支持する壁、敷げた又は柱の上端までの高さとする。（平成元年３月１日消防危第１４号・消防特第３４号）

②　一の貯蔵倉庫の床面積の合計は、１，０００㎡を超えないこと。（政令第１０条第２項第２号）

③　貯蔵倉庫は、壁、柱、床及びはりを耐火構造とし、かつ、階段を不燃材料で造るとともに、延焼のおそれのある外壁を出入口以外の開口部を有しない壁とすること。

（政令第１０条第２項第３号）

ア　「耐火構造」及び「不燃材料」は、**別記２［不燃材料及び耐火構造］**によること。

イ　「延焼のおそれのある外壁」とは、**別記５［延焼のおそれのある部分等］**によること。

④　貯蔵倉庫の２階以上の階の床には、開口部を設けないこと。

ただし、耐火構造の壁又は防火設備で区画された階段室については、この限りでない。

（政令第１０条第２項第４号）

ア　「耐火構造」は、**別記２［不燃材料及び耐火構造］**によること。

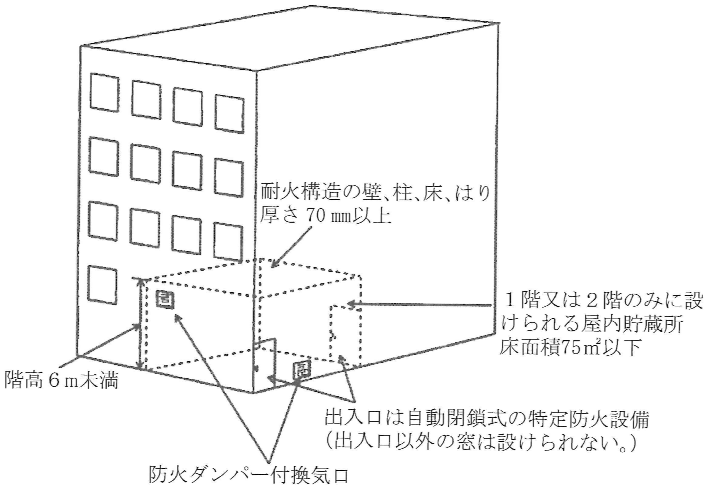
イ　「特定防火設備」及び「防火設備」は、第３章「製造所の位置、構造及び設備の基準」第７「窓、出入口」２及び３によること。

第２０　建築物の一部に設置する屋内貯蔵所（令１０－３）

１　建築物の一部に設置する屋内貯蔵所

指定数量の倍数が２０以下の屋内貯蔵所にあっては、他用途を有する建築物内の部分に設けることができるものである

建築物の一部に設置する（他用途を有する）屋内貯蔵所の例図



２　建築物の一部に設置する屋内貯蔵所の基準

⑴　屋内貯蔵所のうち指定数量の倍数が２０以下のもの（屋内貯蔵所の用に供する部分以外の部分を有する建築物に設けるものに限る。）の位置、構造及び設備の技術上の基準は、政令第１０条第１項第３号及び第１０号から第１５号までの規定の例によるほか、次のとおりとする。

（政令第１０条第３項）

①　屋内貯蔵所は、壁、柱、床及びはりが耐火構造である建築物の１階又は２階のいずれか一の階に設置すること。（政令第１０条第３項第１号）

ア　「耐火構造」は、**別記２［不燃材料及び耐火構造］**によること。

イ　政令第１０条第３項に規定する技術上の基準を満たした屋内貯蔵所は、同一の階において隣接しないで設ける場合に限り、一の建築物に２以上設置することができる。

（平成元年７月４日消防危第６４号質疑）

ウ　政令第１０条第３項に規定する技術上の基準を満たした屋内貯蔵所を設ける場合は、建築物の当該屋内貯蔵所の用に供する部分以外の部分の用途は問わない。

（平成元年７月４日消防危第６４号質疑）

エ　１階が耐火構造で、２階が簡易耐火構造である建築物（１階と２階とは、開口部のない耐火構造の床で区画されている。）の１階に屋内貯蔵所を設置することはできない。

（平成元年７月４日消防危第６４号質疑）

②　建築物の屋内貯蔵所の用に供する部分は、床を地盤面以上に設けるとともに、その階高を６ｍ未満とすること。（政令第１０条第３項第２号）

なお、「床を地盤面以上」とは、周囲の地盤面よりも概ね０．１ｍ高くしたものをいう。（★）

③　建築物の屋内貯蔵所の用に供する部分の床面積は、７５㎡を超えないこと。

（政令第１０条第３項第３号）

④　建築物の屋内貯蔵所の用に供する部分は、壁、柱、床、はり及び屋根（上階がある場合には、上階の床）を耐火構造とするとともに、出入口以外の開口部を有しない厚さ７０㎜以上の鉄筋コン

クリート造又はこれと同等以上の強度を有する構造の床又は壁で当該建築物の他の部分と区画されたものであること。　（政令第１０条第３項第４号）

ア　「耐火構造」は、**別記２［不燃材料及び耐火構造］**によること。

イ　「これと同等以上の強度を有する構造」には、平成１２年建設省告示第１３９９号第１号の１のトに適合する壁（厚さ７５㎜以上の軽量気泡コンクリート製パネル）も含まれる。

（平成２年１０月３１日消防危第１０５号質疑）

ウ　「これと同等以上の強度を有する構造」として、平成１２年建設省告示第１３９９号の第１第１号に適合する壁及び第３第１号に適合する床を認めてよい。

（令和５年３月２４日消防危第６３号）

エ　建築基準法第２条第７号並びに同法施行令第１０７条第１号及び第２号（第１号にあっては、通常の火災による加熱が２時間加えられた場合のものに限る。）の技術的基準に適合するものとして国土交通大臣の認定を受けた耐力壁である間仕切壁及び床は、「これと同等以上の強度を有する構造」の壁及び床として認めてよい。　（令和５年３月２４日消防危第６３号）

⑤　建築物の屋内貯蔵所の用に供する部分の出入口には、随時開けることができる自動閉鎖の特定防火設備を設けること。　（政令第１０条第３項第５号）

ア　「特定防火設備」は、第３章「製造所の位置、構造及び設備の基準」第７「窓、出入口」３によること。

イ　「出入口」は屋外に面してなくてもよい。　（平成元年７月４日消防危第６４号質疑）

⑥　建築物の屋内貯蔵所の用に供する部分には、窓を設けないこと。（政令第１０条第３項第６号）

なお、「窓を設けない」とは、出入口及び法令上必要とされる換気設備等の開口部以外の開口部を有してはならないことをいうものであること。

（平成元年３月１日消防危第１４号、消防特第３４号）

⑦　建築物の屋内貯蔵所の用に供する部分の換気及び排出の設備には、防火上有効なダンパー等を設けること。　（政令第１０条第３項第７号）

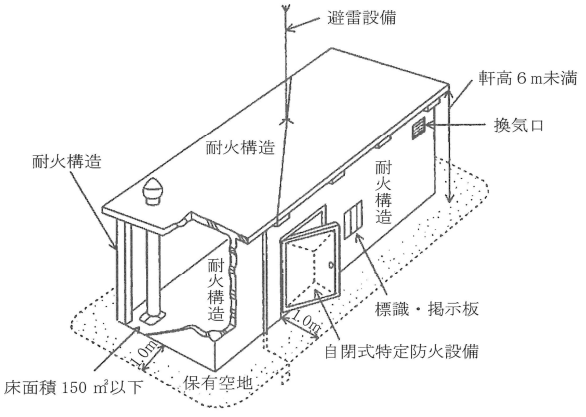
第２１　特定屋内貯蔵所（令１０－４）

１　特定屋内貯蔵所

指定数量の倍数が５０以下の屋内貯蔵所（以下「特定屋内貯蔵所」という。）について、総務省令（規則第１６条の２の３）で、政令第１０条第１項（平家建の独立専用屋内貯蔵所）に掲げる基準の特例が定められている。　（政令第１０条第４項）

この特例基準は、概していえば、保安距離、保有空地という位置の基準を緩和する代替措置として貯蔵倉庫の構造の基準を強化しているものである。

指定数量の倍数が１０の特定屋内貯蔵所（軒高６ｍ未満）の位置と構造の例図



２　特定屋内貯蔵所（軒高６ｍ未満）の基準

⑴　指定数量の倍数が５０以下の軒高６ｍ未満の屋内貯蔵所のうち、次に掲げる基準に適合するものについては、政令第１０条第１項第１号、第２号及び第５号から第８号までの規定は、適用しない。（規則第１６条の２の３第２項）

①　貯蔵倉庫の周囲に、次の表に掲げる区分に応じそれぞれ同表に定める幅の空地を保有すること。（規則第１６条の２の３第２項第１号）

特定屋内貯蔵所の保有空地

区　　分	空地の幅
指定数量の倍数が５以下の屋内貯蔵所	―
指定数量の倍数が５を超え２０以下の屋内貯蔵所	１ｍ以上
指定数量の倍数が２０を超え５０以下の屋内貯蔵所	２ｍ以上

ア　空地の起算点

空地の起算点は、第３章「製造所の位置、構造及び設備の基準」第２「保有空地」．３「保有空地の起算点」の例によること。

イ　留意事項

留意事項は、第３章「製造所の位置、構造及び設備の基準」の第２「保有空地」の例によること。

ウ　空地内の植栽

空地内の植栽等については、**別記３［保有空地内の植栽、設備等］**によること。

②　一の貯蔵倉庫の床面積は、１５０㎡を超えないこと。（規則第１６条の２の３第２項第２号）

③　貯蔵倉庫は、壁、柱、床、はり及び屋根を耐火構造とすること。（規則第１６条の２の３第２項第３号）

なお、「耐火構造」は、**別記２［不燃材料及び耐火構造］**によること。

④　貯蔵倉庫の出入口には、随時開けることができる自動閉鎖の特定防火設備を設けること。（規則第１６条の２の３第２項第４号）

なお「特定防火設備」は、第３章「製造所の位置、構造及び設備の基準」の第７「窓、出入口」３によること。

⑤　貯蔵倉庫には、窓を設けないこと。（規則第１６条の２の３第２項第５号）

なお、「窓を設けない」とは、出入口及び法令上必要とされる換気設備等の開口部以外の開口部を有してはならないことをいうものであること。（平成元年３月１日消防危第１４号、消防特第３４号）

３　特定屋内貯蔵所（軒高６ｍ以上２０ｍ未満）の基準

指定数量の倍数が５０以下の屋内貯蔵所（貯蔵倉庫の軒高が６ｍ以上２０ｍ未満のものに限る。）のうち、その貯蔵倉庫が前記２.⑴②から⑤までに掲げる基準に適合するものについては、政令第１０条第１項第１号及び第５号から第８号までの規定は適用しない。（規則第１６条の２の３第３項）

なお、貯蔵し、又は取り扱う危険物の種類は、第２類及び第４類の危険物のみに限定されている。（政令第１０条第１項第４号ただし書）

第２２　高引火点危険物の屋内貯蔵所（令１０－５）

１　高引火点危険物の屋内貯蔵所

高引火点危険物（引火点が１００℃以上の第４類の危険物）のみを貯蔵し、又は取り扱う屋内貯蔵所については、総務省令（規則第１６条の２の４・規則第１６条の２の５・規則第１６条の２の６）で、政令第１０条第１項（平家建の独立専用屋内貯蔵所）、同条第第２項（平家建以外の独立専用屋内貯蔵所）及び第４項（特定屋内貯蔵所）に掲げる基準の特例を定めている。（政令第１０条第５項）

２　高引火点危険物の平家建の独立専用屋内貯蔵所（軒高６ｍ未満）の基準

⑴　高引火点危険物のみを貯蔵し、又は取り扱う屋内貯蔵所（次の３に定めるものを除く）のうち、その位置及び構造が次に掲げる基準に適合するものについては、政令第１０条第１項第１号、第２号、第７号から第９号まで及び第１４号の規定は、適用しない。（規則第１６条の２の４第２項）

①　屋内貯蔵所（指定数量の倍数が２０を超えるものに限る。）の位置は、規則第１３条の６第３項第１号に掲げる高引火点危険物のみを取り扱う製造所の位置の例（高圧ガス施設のうち、不活性ガスのみを貯蔵し、又は取り扱う施設、及び特別高圧電線に係る保安距離は適用しない。）によるものであること。　（規則第１６条の２の４第２項第１号）

②　貯蔵倉庫の周囲に、次の表に掲げる区分に応じそれぞれ同表に定める幅の空地を保有すること。
（規則第１６条の２の４第２項第２号）

高引火点危険物の屋内貯蔵所の保有空地

区　　分	空　地　の　幅	
	当該建築物の壁、柱、床が耐火構造である場合	左欄に掲げる場合以外の場合
指定数量の倍数が２０以下の屋内貯蔵所	―	０．５ｍ以上
指定数量の倍数が２０を超え５０以下の屋内貯蔵所	１ｍ以上	１．５ｍ以上
指定数量の倍数が５０を超え２００以下の屋内貯蔵所	２ｍ以上	３ｍ以上
指定数量の倍数が２００を超える屋内貯蔵所	３ｍ以上	５ｍ以上

ア　空地の起算点は、第３章「製造所の位置、構造及び設備の基準」第２「保有空地」.３「保有空地の起算点」の例によること。
イ　空地内の植栽等については、**別記３［保有空地内の植栽、設備等］**によること。
ウ　その他、第３章「製造所の位置、構造及び設備の基準」の第２「保有空地」の例によること。

③　貯蔵倉庫は、屋根を不燃材料で造ること。　（規則第１６条の２の４第２項第３号）
「不燃材料」は、**別記２［不燃材料及び耐火構造］**によること。

④　貯蔵倉庫の窓及び出入口には、防火設備または不燃材料若しくはガラスで造られた戸を設けるとともに、延焼のおそれのある外壁に設ける出入口には、随時開けることができる自動閉鎖の特定防火設備を設けること。

⑤　貯蔵倉庫の延焼のおそれのある外壁に設ける出入口にガラスを用いる場合は、網入りガラスとすること。

３　高引火点危険物の平家建の独立専用屋内貯蔵所（軒高６ｍ以上２０ｍ未満）の基準

高引火点危険物のみを貯蔵し、又は取り扱う屋内貯蔵所（貯蔵倉庫の軒高が６ｍ以上２０ｍ未満のものに限る。）のうち、その位置が前記２．⑴①に掲げる基準に適合するものについては、政令第１０条第１項第１号（保安距離）の規定は適用しない。　（規則第１６条の２の４第３項）

４　高引火点危険物の平家建以外の独立専用屋内貯蔵所の基準

高引火点危険物のみを貯蔵し、又は取り扱う屋内貯蔵所のうち、その位置及び構造が次に掲げる基準に適合するものについては、政令第１０条第２項においてその例による政令第１０条第１項第１号、第２号、第７号から第９号まで及び第１４号並びに政令第１０条第２項第３号の規定は、適用しない。

（規則第１６条の２の５第２項）

⑴　上記２.⑴①から⑤に掲げる基準に適合するものであること。

（規則第１６条の２の５第２項第１号）

⑵　貯蔵倉庫は、壁、柱、床、はり及び階段を不燃材料で造るとともに、延焼のおそれのある外壁は、出入口以外の開口部を有しない耐火構造の壁とすること。（規則第１６条の２の５第２項第２号）

①　「不燃材料」及び「耐火構造」は、**別記２［不燃材料及び耐火構造］**によること。

②　「延焼のおそれのある外壁」とは、**別記５［延焼のおそれのある部分］**によること。

５　高引火点危険物の特定屋内貯蔵所（軒高６ｍ未満）の基準

高引火点危険物のみを貯蔵し、又は取り扱う屋内貯蔵所（次の６に定めるものを除く）のうち、前第２１　特定屋内貯蔵所．２「特定屋内貯蔵所（軒高６ｍ未満）の基準」⑴ ②から⑤までに掲げる基準に適合するものについては、政令第１０条第１項第１号、第２号、第５号から第８号まで及び第１４号の規定は、適用しない。（規則第１６条の２の６第２項）

６　高引火点危険物の特定屋内貯蔵所（軒高６ｍ以上２０ｍ未満）の基準

高引火点危険物のみを貯蔵し、又は取り扱う屋内貯蔵所（軒高が６ｍ以上２０ｍ未満のものに限る。）のうち、前第２１　特定屋内貯蔵所．２「特定屋内貯蔵所（軒高６ｍ未満）の基準」．⑴ ①から⑤までに掲げる基準に適合するものについては、政令第１０条第１項第１号、第２号及び第５号から第８号までの規定は、適用しない。（規則第１６条の２の６第３項）

第２３　蓄電池設備の屋内貯蔵所（令１０－６）

１　蓄電池設備の屋内貯蔵所

蓄電池により貯蔵される総務省令（規則第１６条の２の７）で定める危険物のみを貯蔵し、又は取り扱う屋内貯蔵所については、総務省令（規則第１６条の２の８）で、前各項に掲げる基準の特例を定めることができる。（政令第１０条第６項）

⑴　貯蔵する危険物

政令第１０条第６項の蓄電池により貯蔵される総務省令で定める危険物は、リチウムイオン蓄電池により貯蔵される第２類又は第４類の危険物とする。（規則第１６条の２の７）

※　リチウムイオン蓄電池の電解液については、それ自体は引火性液体（第４類の危険物）に該当するものの、電極材やセパレーターに含浸され、固体状となっているものがあり、それらについては引火点に応じて第２類危険物（引火性固体）又は指定可燃物（可燃性固体類）に分離される。

※　リチウムイオン蓄電池により貯蔵される危険物の性状（第２類又は第４類）の危険物については、第２章「審査・運用指針」第５「その他の共通事項」５「リチウムイオン蓄電池の貯蔵」によること。

２　蓄電池設備の屋内貯蔵所の基準

蓄電池設備の屋内貯蔵所は各形態に応じて基準が定められており、各特例（免除）規定、基準については、以下のとおりである。

⑴　蓄電池設備の屋内貯蔵所（独立専用建物）の基準

蓄電池設備の屋内貯蔵所（独立専用建物）のうち、次の各号に掲げる基準に適合するものについては、令第１０条第１項第４号から第６号まで、第１１号及び第１２号から第１５号までの規定は、適用しない。　（規則第１６条の２の８第２項）

蓄電池設備の屋内貯蔵所（独立専用建物）に適用しない規定

基準	内　容
政令第１０条第１項第４号	建築物の規制（軒高、平家建等）
政令第１０条第１項第５号	面積制限（1,000㎡以下）
政令第１０条第１項第６号	構造規制（壁、柱、床、はり、開口部）
政令第１０条第１項第１１号	床（危険物が浸透しない構造）貯留設備
政令第１０条第１項第１２号	換気設備及び採光・照明
政令第１０条第１項第１３号	電気設備
政令第１０条第１項第１４号	避雷設備
政令第１０条第１項第１５号	通風・冷房設備

蓄電池設備の屋内貯蔵所（独立専用建物）に適用する規定

基準	内　容
政令第１０条第１項第１号	保安距離
政令第１０条第１項第２号	保有空地
政令第１０条第１項第３号	標識・掲示板
政令第１０条第１項第３の２号	形態（独立専用）
政令第１０条第１項第７号	屋根・天井
政令第１０条第１項第８号	出入口
政令第１０条第１項第９号	網入りガラス
政令第１０条第１項第１０号	床（水が浸透しない構造）
政令第１０条第１項第１１の２号	架台
規則第１６条の２の８第２項各号	※　前⑴参照

※　適用する政令第１０条第１項及び第３項の各基準については、本審査基準のそれぞれ適応する項目を参照すること

①　貯蔵倉庫は、各階の床を地盤面以上に設けるとともに、床面から上階の床の下面（上階のない場合には、軒）までの高さを１２ｍ未満とすること。

②　貯蔵倉庫は、壁、柱、床及びはりを耐火構造とし、かつ、階段を不燃材料で造るとともに、延焼のおそれのある外壁を出入口以外の開口部を有しない壁とすること。

③　貯蔵倉庫の２階以上の階の床には、開口部を設けないこと。ただし、耐火構造の壁又は防火設備で区画された階段室については、この限りでない。

④　蓄電池の充電率は、６０％以下とすること。

⑤　蓄電池の貯蔵方法は、水が浸透する素材で包装し、又は梱包するほか、次のいずれかの方法とすること。

なお、「水が浸透する素材」とは、例えば段ボール箱等が挙げられること。

（令和５年１２月２８日消防危第３６１号）

イ　次に定める基準により架台を用いて貯蔵する方法

・　架台は水平遮へい板（架台の内部を水平方向に遮へいする板をいう。）及び天板を設置しないものとすること。
・ 架台の段数は、３以下とすること。
・ 床面から架台の最上段に貯蔵する蓄電池の上端までの高さは、４．５m以下とすること。

ロ　次に定める基準により蓄電池を載せたパレットを用いて貯蔵する方法（パレットを２段以上に積み重ねて用いる場合に限る。）（イに該当する場合を除く。）

なお、パレットの材質は、樹脂製以外のものを推奨すること。

（令和５年１２月２８日消防危第３６１号）

・　パレットを積み重ねる段数は、３以下とすること。
・　パレットを積み重ねる高さは、４．５m以下とすること。

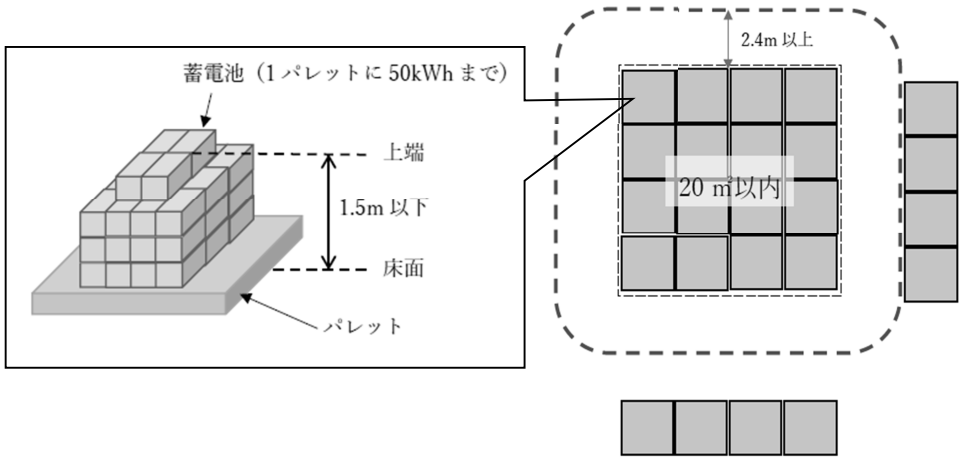
ハ　次に定める基準により蓄電池を載せたパレットを用いて貯蔵する方法（パレットを１段で用いる場合に限る。）（イに該当する場合を除く。）

なお、パレットの材質は、樹脂製以外のものを推奨すること。

（令和５年１２月２８日消防危第３６１号）

・　１のパレットにおける蓄電池の容量の合計は、５０kWh以下とすること。
・　パレットは、床面積２０㎡以下ごとに区分するとともに、各区分の間は２．４m以上の間隔を保つこと。
・　床面から貯蔵する蓄電池の上端までの高さは、１．５m以下とすること。

貯蔵方法の例



⑥　消火設備は、規則第３５条の２第３項（蓄電池により貯蔵される危険物のみを貯蔵し、又は取り扱う屋内貯蔵所の消火設備の特例）に定めるところにより設けること。

なお、詳細については、第１５章「消火・警報・避難設備の基準」第５「屋内貯蔵所の消火設備の基準」によること。

⑵　蓄電池設備の屋内貯蔵所（建築物内に設置）の基準

蓄電池設備の屋内貯蔵所（建築物内に設置するもので指定数量２０倍以下）のうち、規則第１６条の２の８第２項各号に掲げる基準に適合するものについては、令第１０条第３項においてその例による令第１０条第１項第１１及び第１２号から第１５号まで並びに令第１０条第３項第１号から第３号までの規定は、適用しない。　（規則第１６条の２の９第２項）

蓄電池設備の屋内貯蔵所（建築物内設置）に適用しない規定

基準	内　容
政令第１０条第１項第１１号	床（危険物が浸透しない構造）貯留設備
政令第１０条第１項第１２号	換気設備及び採光・照明
政令第１０条第１項第１３号	電気設備
政令第１０条第１項第１４号	避雷設備
政令第１０条第１項第１５号	通風・冷房設備
政令第１０条第３項第１号	階数制限等（耐火構造の１階又は２階）
政令第１０条第３項第２号	建築物の規制（軒高等）
政令第１０条第３項第３号	屋内貯蔵所部分の床面積制限（75㎡以下）

蓄電池設備の屋内貯蔵所（建築物内に設置）に適用する規定

基準	内　容
政令第１０条第１項第３号	標識・掲示板
政令第１０条第１項第１０号	床（水が浸透しない構造）
政令第１０条第１項第１１の２号	架台
政令第１０条第３項第４号	屋内貯蔵所部分の構造
政令第１０条第３項第５号	出入口（自閉式の特定防火設備）
政令第１０条第３項第６号	窓の禁止
政令第１０条第３項第７号	換気・排出設備
規則第１６条の２の８第２項各号	※　前⑴参照

※　適用する政令第１０条第１項及び第３項の各基準については、本審査基準のそれぞれ適応する項目を参照すること

⑶　蓄電池設備の屋内貯蔵所（特定屋内貯蔵所）の基準

蓄電池設備の屋内貯蔵所（指定数量２０倍以下の特定屋内貯蔵所）のうち、規則第１６条の２の３第２項第１号及び第３号から第５号まで並びに第１６条の２の８第２項各号に掲げる基準に適合するものについては、令第１０条第１第１号、第２号、第４号から第８号まで、第１１号及び第１２号から第１５号までの規定は、適用しない。　（規則第１６条の２の１０第２項）

蓄電池設備の屋内貯蔵所（特定屋内貯蔵所）に適用しない規定

基準	内　容
政令第１０条第１項第１号	保安距離
政令第１０条第１項第２号	保有空地
政令第１０条第１項第４号	建築物の規制（軒高、平家建等）
政令第１０条第１項第５号	面積制限（1,000㎡以下）
政令第１０条第１項第６号	構造規制（壁、柱、床、はり、開口部）
政令第１０条第１項第１１号	床（危険物が浸透しない構造）貯留設備
政令第１０条第１項第１２号	換気設備及び採光・照明
政令第１０条第１項第１３号	電気設備
政令第１０条第１項第１４号	避雷設備
政令第１０条第１項第１５号	通風・冷房設備

蓄電池設備の屋内貯蔵所（特定屋内貯蔵所）に適用する規定

基準	内　容
政令第１０条第１項第３号	標識・掲示板
政令第１０条第１項第３の２号	形態（独立専用）
政令第１０条第１項第９号	網入りガラス
政令第１０条第１項第１０号	床（水が浸透しない構造）
政令第１０条第１項第１１の２号	架台
規則第１６条の２の３第２項第１号	特定屋内貯蔵所の保有空地
規則第１６条の２の３第２項第３号	特定屋内貯蔵所の構造規制（壁、柱、床、はり、屋根）
規則第１６条の２の３第２項第４号	出入口（自閉式の特定防火設備）
規則第１６条の２の３第２項第５号	窓の禁止
規則第１６条の２の８第２項各号	※　前⑴参照

※　適用する政令第１０条第１項及び第３項の各基準については、本審査基準のそれぞれ適応する項目を参照すること

⑷　蓄電池設備の屋内貯蔵所（高引火点危険物の屋内貯蔵所）の基準

蓄電池設備の屋内貯蔵所（高引火点危険物のみを貯蔵し、又は取り扱う屋内貯蔵所）のうち、規則第１６条の２の４第２項各号及び第１６条の２の８第２項各号に掲げる基準に適合するものについては、令第１０条第１項第１号、第２号、第４号から第９号まで、第１１号及び第１２号から第１５号までの規定は、適用しない。　（規則第１６条の２の１１第２項）

蓄電池設備の屋内貯蔵所（高引火点危険物の屋内貯蔵所）に適用しない規定

基準	内　容
政令第１０条第１項第１号	保安距離
政令第１０条第１項第２号	保有空地
政令第１０条第１項第４号	建築物の規制（軒高、平家建等）
政令第１０条第１項第５号	面積制限（1,000㎡以下）
政令第１０条第１項第６号	構造規制（壁、柱、床、はり、開口部）
政令第１０条第１項第７号	屋根
政令第１０条第１項第８号	出入口（防火設備又は自閉式の特定防火設備）
政令第１０条第１項第９号	窓（網入りガラス）
政令第１０条第１項第１１号	床（危険物が浸透しない構造）貯留設備
政令第１０条第１項第１２号	換気設備及び採光・照明
政令第１０条第１項第１３号	電気設備
政令第１０条第１項第１４号	避雷設備
政令第１０条第１項第１５号	通風・冷房設備

蓄電池設備の屋内貯蔵所（高引火点危険物の屋内貯蔵所）に適用する規定

基準	内　容
政令第１０条第１項第３号	標識・掲示板
政令第１０条第１項第３の２号	形態（独立専用）
政令第１０条第１項第１０号	床（水が浸透しない構造）
政令第１０条第１項第１１の２号	架台
規則第１６条の２の４第２項各号	前第２２「高引火点危険物の屋内貯蔵所」参照
規則第１６条の２の８第２項各号	※　前⑴参照

※　適用する政令第１０条第１項及び第３項の各基準については、本審査基準のそれぞれ適応する項目を参照すること

第２４　その他の特例の屋内貯蔵所（令１０－７）

１　特例を定めることができる危険物

有機過酸化物及びこれを含有するもののうち総務省令（規則第１６条の３）で定める危険物又はアルキルアルミニウム、アルキルリチウムその他の総務省令（規則第１６条の５）で定める危険物を貯蔵し、又は取り扱う屋内貯蔵所については、当該危険物の性質に応じ、政令第１０条第１項から第４項及び第６項に掲げる基準を「超える」特例を定めている。　（政令第１０条第７項）

なお、当該屋内貯蔵所は、危険物の危険性を考慮して、政令第１０条第１項に定める平家建の独立専用屋内貯蔵所に限定されている。　（規則第１６条の４第６項、第１６条の６第３項）

⑴　指定過酸化物

政令第１０条第７項の有機過酸化物及びこれを含有するもののうち総務省令で定める危険物は、第５類の危険物のうち有機過酸化物又はこれを含有するものであって、第１種自己反応性物質の性状を有するもの（以下「指定過酸化物」という。）とする。　（規則第１６条の３）

⑵　アルキルアルミニウム等

アルキルアルミニウム等とは、第３類の危険物のうちアルキルアルミニウム若しくは、アルキルリチウム又はこれらのいずれかを含有するものをいう。　（規則第６条の２の８）

⑶　ヒドロキシルアミン等

ヒドロキシルアミン等とは、第５類の危険物のうちヒドロキシルアミン若しくはヒドロキシルアミン塩類又はこれらのいずれかを含有するものをいう。　（規則第１３条の７）

２　指定過酸化物等の屋内貯蔵所の基準

⑴　指定過酸化物の屋内貯蔵所の基準

指定過酸化物を貯蔵し、又は取り扱う屋内貯蔵所に係る政令第１０条第７項の規定による同条第１項から第４項まで及び第６項に掲げる基準を超える特例は、次に定めるところによること。

（規則第１６条の４第１項）

なお、指定過酸化物は、激しく加熱分解を起こし、また、着火した場合に爆発的に燃焼するという非常に高い危険性を有するものであることから特例基準が定められている。

①　指定過酸化物の屋内貯蔵所の保安距離

政令第１０条第１項第１号（準用する政令第９条第１項第１号イからハまでに掲げる建築物等に係る部分に限る。）の規定にかかわらず、指定過酸化物の屋内貯蔵所の位置は、当該屋内貯蔵所の外壁から政令第９条第１項第１号イからハまでに掲げる建築物等までの間に、次の表に掲げる区分に応じそれぞれ同表に定める距離以上を保たなければならない。

ただし、指定数量の倍数が５以下の屋内貯蔵所で当該屋内貯蔵所の貯蔵倉庫の外壁を下記③ただし書に規定する構造としたものの周囲に下記③本文に定める塀又は土盛りを設けるときは、当該屋内貯蔵所の外壁から政令第９条第１項第１号イに掲げる建築物その他の工作物まで間の距離を１０ｍ以上とすることをもって足りる。　（規則第１６条の４第２項）

（参考）政令第９条第１項第１号イ：住居の用に供するもの　ロ：学校、病院、劇場等　ハ：重要文化材等

なお、政令第９条第１項第１号イからハに掲げる建築物等は、**別記１［保安距離］**によること。

指定過酸化物の屋内貯蔵所の保安距離

区　　分	距　　離					
	政令第9条第1項第1号イに掲げる建築物その他の工作物（住居）		政令第9条第1項第1号ロに掲げる施設（学校、病院、劇場等）		政令第9条第1項第1号ハに掲げる建造物（重要文化財等）	
	貯蔵倉庫の周囲に下記③に定める塀又は土盛りを設ける場合	左欄に掲げる場合以外の場合	貯蔵倉庫の周囲に下記③に定める塀又は土盛りを設ける場合	左欄に掲げる場合以外の場合	貯蔵倉庫の周囲に下記③に定める塀又は土盛りを設ける場合	左欄に掲げる場合以外の場合
指定数量の倍数が10以下の屋内貯蔵所	２０ｍ	４０ｍ	３０ｍ	５０ｍ	５０ｍ	６０ｍ
指定数量の倍数が10を超え20以下〃	２２ｍ	４５ｍ	３３ｍ	５５ｍ	５４ｍ	６５ｍ
指定数量の倍数が20を超え40以下〃	２４ｍ	５０ｍ	３６ｍ	６０ｍ	５８ｍ	７０ｍ
指定数量の倍数が40を超え60以下〃	２７ｍ	５５ｍ	３９ｍ	６５ｍ	６２ｍ	７５ｍ
指定数量の倍数が60を超え90以下〃	３２ｍ	６５ｍ	４５ｍ	７５ｍ	７０ｍ	８５ｍ
指定数量の倍数が90を超え150以下〃	３７ｍ	７５ｍ	５１ｍ	８５ｍ	７９ｍ	９５ｍ
指定数量の倍数が150を超え300以下〃	４２ｍ	８５ｍ	５７ｍ	９５ｍ	８７ｍ	１０５ｍ
指定数量の倍数が300を超える〃	４７ｍ	９５ｍ	６６ｍ	１１０ｍ	１００ｍ	１２０ｍ

②　指定過酸化物の屋内貯蔵所の保有空地

政令第１０条第１項第２号の規定にかかわらず、指定過酸化物の屋内貯蔵所の貯蔵倉庫の周囲に、次の表に掲げる区分に応じそれぞれ同表に定める幅の空地を保有しなければならない。

ただし、２以上の指定過酸化物の屋内貯蔵所を同一敷地内に隣接して設置するときは当該屋内貯蔵所の相互間の空地の幅を同表に定める空地の幅の３分の２とし、指定数量の倍数が５以下の指定過酸化物の屋内貯蔵所で当該屋内貯蔵所の貯蔵倉庫の外壁を下記③ただし書に規定する構造としたものの周囲に下記③本文に定める塀又は土盛りを設けるときはその空地の幅を２ｍ以上とすることをもって足りる。（規則第１６条の４第３項）

指定過酸化物の屋内貯蔵所の貯蔵倉庫の保有空地

区　　分	空地の幅	
	貯蔵倉庫の周囲に下記③に定める塀又は土盛りを設ける場合	左欄に掲げる場合以外の場合
指定数量の倍数が5以下の屋内貯蔵所	３ｍ以上	１０ｍ以上
指定数量の倍数が5を超え10以下の屋内貯蔵所	５ｍ以上	１５ｍ以上
指定数量の倍数が10を超え20以下の屋内貯蔵所	６．５ｍ以上	２０ｍ以上
指定数量の倍数が20を超え40以下の屋内貯蔵所	８ｍ以上	２５ｍ以上
指定数量の倍数が40を超え60以下の屋内貯蔵所	１０ｍ以上	３０ｍ以上
指定数量の倍数が60を超え90以下の屋内貯蔵所	１１．５ｍ以上	３５ｍ以上
指定数量の倍数が90を超え150以下の屋内貯蔵所	１３ｍ以上	４０ｍ以上
指定数量の倍数が150を超え300以下の屋内貯蔵所	１５ｍ以上	４５ｍ以上
指定数量の倍数が300を超える屋内貯蔵所	１６．５ｍ以上	５０ｍ以上

③　上記①の表又は②の表に規定する塀又は土盛りは、次に適合するものでなければならない。ただし、指定数量の倍数が５以下の指定過酸化物の屋内貯蔵所については、当該屋内貯蔵所の貯蔵倉庫の外壁を厚さ３０㎝以上の鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造とすることをもって上記①の表又は②の表の塀又は土盛りに代えることができる。（規則第１６条の４第４項）

ア　塀又は土盛りは、貯蔵倉庫の外壁から２ｍ以上離れた場所に設けること。ただし、塀又は土盛りと当該貯蔵倉庫との隔壁は、当該屋内貯蔵所の空地の幅の５分の１を超えることはできない。

イ　塀又は土盛りの高さは、貯蔵倉庫の軒高以上とすること。

ウ　塀は、厚さ１５㎝以上の鉄筋コンクリート造若しくは鉄骨鉄筋コンクリート造又は厚さ２０㎝以上の補強コンクリートブロック造とすること。

エ　土盛りには、６０度以上の勾配を付けないこと。（規則第１６条の４第４項第１～４号）

④　上記②及び③に定めるもののほか、指定過酸化物の屋内貯蔵所の特例は、次のとおりとする。
（規則第１６条の４第５項）

ア　貯蔵倉庫は、１５０㎡以内ごとに隔壁で完全に区分するとともに、当該隔壁は、厚さ３０㎝以上の鉄筋コンクリート造若しくは鉄骨鉄筋コンクリート造又は厚さ４０㎝以上の補強コンクリートブロック造とし、かつ、当該貯蔵倉庫の両側に外壁から１ｍ以上、上部に屋根から５０㎝以上突き出したものであること。
イ　貯蔵倉庫の外壁は、厚さ２０㎝以上の鉄筋コンクリート造若しくは鉄骨鉄筋コンクリート造り又は厚さ３０㎝以上の補強コンクリートブロック造とすること。
ウ　貯蔵倉庫の屋根は、次のいずれかに適合するものであること。
(a) もや又はたる木の間隔を３０㎝以下とすること。
(b) 屋根の下面に一辺の長さ４５㎝以下の丸鋼、軽量型鋼等の鋼製の格子を設けること。
(c) 屋根の下面に金網を張り、当該金網を不燃材料のけた、はり又はたる木に緊結すること。
(d) 厚さ５㎝以上、幅３０㎝以上の木材で造った下地を設けること。
エ　貯蔵倉庫の出入口には、特定防火設備を設けること。
なお、「特定防火設備」は、第３章「製造所の位置、構造及び設備の基準」の第７「窓、出入口」．３によること。
オ　貯蔵倉庫の窓は、床面から２ｍ以上の高さに設けるとともに、一の面の壁に設ける窓の面積の合計をその面の壁の面積の８０分の１以内とし、かつ、一の窓の面積を０．４㎡以内とすること。（規則第１６条の４第５項第１～５号）

⑤　指定過酸化物の屋内貯蔵所については、次の規定は、適用しない。（規則第１６条の４第６項）
ア　政令第１０条第２項（平家建以外の独立専用屋内貯蔵所）
イ　政令第１０条第３項（建築物の一部に設置する屋内貯蔵所）
ウ　政令第１０条第４項（特定屋内貯蔵所）
エ　政令第１０条第６項（蓄電池設備の屋内貯蔵所）

⑵　アルキルアルミニウム等の屋内貯蔵所の基準

アルキルアルミニウム等を貯蔵し、又は取り扱う屋内貯蔵所に係る政令第１０条第７項の規定による同条第１項から第４項まで及び第６項に掲げる基準を超える特例は、次に定めるところによること。

なお、アルキルアルミニウム等は、通常、自然発火性物品及び禁水性物品の両方の性質を有するものであり、空気中で酸素と接触、又は水と接触して発火しやすいものであること、また、この危険物に係る火災の消火においては、水、二酸化炭素等の消火薬剤を用いることができず、消火が非常に困難であること等その危険性が特異でかつ非常に高いことから特例基準が定められている。

①　アルキルアルミニウム等の屋内貯蔵所には、漏えい範囲を局限化するための設備及び漏れたアルキルアルミニウム等を安全な場所に設けられた槽に導入することができる設備を設けなければならない。（規則第１６条の６第２項）

②　アルキルアルミニウム等の屋内貯蔵所については、次の規定は適用しない。
（規則第１６条の６第３項）
ア　政令第１０条第２項（平家建以外の独立専用屋内貯蔵所）
イ　政令第１０条第３項（建築物の一部に設置する屋内貯蔵所）
ウ　政令第１０条第４項（特定屋内貯蔵所）
エ　政令第１０条第６項（蓄電池設備の屋内貯蔵所）

⑶　ヒドロキシルアミン等の屋内貯蔵所の基準

ヒドロキシルアミン等を貯蔵し、又は取り扱う屋内貯蔵所に係る政令第１０条第７項の規定による同条第１項、第３項及び第４項に掲げる基準を超える特例は、ヒドロキシルアミン等の温度の上昇による危険な反応を防止するための措置を講ずることとする。　（規則第１６条の７）

「温度の上昇による危険な反応を防止するための措置」については、温度制御装置や緊急冷却装置の設置等がある。

※　温度制御装置を単独で設ける必要はなく、温度の上昇による危険な反応を防止するための十分な能力を有するものであれば、換気設備又は可燃性蒸気排出設備などと兼ねた装置とすることが可能である。　（平成１４年３月２７日消防危第４６号質疑問１）

第２５　屋内貯蔵所における危険物の貯蔵（令２６）

法第１０条第３項の危険物の貯蔵の技術上の基準は、政令第２４条及び２５条の定めるもののほか、次のとおりとする。　（政令第２６条）

１　危険物以外の物品の貯蔵

貯蔵所においては、危険物以外の物品を貯蔵しないこと。ただし、総務省令（規則第３８条の４）で定める場合は、この限りでない。　（政令第２６条第１項第１号）

貯蔵所における危険物以外の物品の貯蔵禁止の例外（認められるもの）は以下のとおり。

（規則第３８条の４）

⑴　屋内貯蔵所において次に掲げる危険物と危険物以外の物品とを貯蔵する場合で、それぞれを取りまとめて貯蔵し、かつ、相互に１ｍ以上の間隔を置く場合で、以下の表の危険物と危険物以外の物品を貯蔵するもの。

ただし、以下の事項に留意すること。　（平成１０年３月１６日消防危第２６号）

①　原料等の物品については原則として適応した容器等に収納すること。 ②　容器等により積み重ねる場合は、周囲で貯蔵する危険物に悪影響を及ぼさないよう、積み重ね高さに留意すること。また、架台により貯蔵する場合は容易に落下しない措置を講じること。 ③　貯蔵する物品を明示すること。

屋内貯蔵所における危険物と危険物以外の物品の貯蔵（相互に１ｍ以上の間隔を置く場合に認められるもの）

危険物の種類		危険物以外の物品
危険物	第２類の引火性固体と第４類を除いたもの	当該危険物が属する類の危険物を主成分として含有するもので危険物に該当しない物品
	すべてのもの	危険物に該当しない不燃性の物品（貯蔵する危険物及び危険物以外の物品と危険な反応を起こさないものに限る。）
第２類の引火性固体		・可燃性固体類、可燃性液体類、合成樹脂類 ・上記のいずれかを主成分として含有する危険物以外の物品となるもの
第４類		・可燃性固体類、可燃性液体類、合成樹脂類 ・上記のいずれかを主成分として含有する危険物以外の物品となるもの ・第４類を主成分として含有する危険物以外の物品
	有機過酸化物又はこれを含有するもの	有機過酸化物又は有機過酸化物のみを含有するもので危険物に該当しない物品
第１類、第２類、第５類の危険物（指定された物品に限る。）を含有するもので火薬類に該当する危険物		危険物に該当しない火薬類
蓄電池により貯蔵される危険物（規則第35条の2第3項第1号に掲げる基準により第2種のスプリンクラー設備が設置されている屋内貯蔵所において貯蔵するものに限る。）		危険物に該当しない物品（水又は当該危険物と危険な反応を起こさないものに限る。）

⑵　規則第３８条の４第１項に規定される物品以外であっても、危険物の貯蔵に伴い必要なパレット等の貯蔵用資材、段ボール等の梱包用資材、空容器類、フォークリフト等の荷役機器、油吸着マット等の防災資器材等については、次により必要最小限の量に限り存置できるものであること。

（平成１０年3月１６日消防危第２６号）

①　貯蔵用資材、梱包用資材及び空容器類については、とりまとめて貯蔵し、危険物と相互に１m以上の間隔を置くとともに、積み重ねる場合は、周囲で貯蔵する危険物に悪影響を及ぼさないよう、積み重ね高さに留意すること。 ②　荷役機器については、消火活動上支障のない専用の場所を定めて置くこと。 ③　防災資機材については、とりまとめて貯蔵し、危険物と相互に１m以上の間隔を置くとともに、当該防災資機材が使用できないときの代替措置が講じられているものであること。

２　類を異にする危険物の貯蔵

法別表第一に掲げる類を異にする危険物は、同一の貯蔵所（耐火構造の隔壁で完全に区分された室が２以上ある貯蔵所においては、同一の室。）において貯蔵しないこと。ただし、総務省令（規則第３９条）で定める場合は、この限りでない。　（政令第２６条第１項第１号の２）

類を異にする危険物の同時貯蔵禁止の例外（認められるもの）は以下のとおり。（規則第３９条）

同時貯蔵禁止の例外となる危険物の組み合わせ

第１類危険物（アルカリ金属の過酸化物又はこれを含有するものを除く。）	第５類危険物
第１類危険物	第６類危険物
第２類危険物	自然発火性物品（黄りん又はこれを含有するものに限る。）
第２類危険物のうち引火性固体	第４類危険物
アルキルアルミニウム等	第４類危険物のうちアルキルアルミニウム又はアルキルリチウムのいずれかを含有するもの
第４類危険物のうち有機過酸化物又はこれを含有するもの	第５類危険物のうち有機過酸化物又はこれを含有するもの
第４類危険物	第５類危険物のうち1-アリルオキシ-2・3-エポキシプロパン若しくは4-メチリデンオキセタン-2-オン又はこれらのいずれかを含有するもの

※　左欄と右欄が同時貯蔵禁止の例外となる危険物の組み合わせ

３　その他の貯蔵方法

その他、屋内貯蔵所における貯蔵方法については、政令第２６条によること。

第２６　その他屋内貯蔵所の共通事項

１　屋内貯蔵所のひさし、荷役場所

貨物自動車による危険物の積みおろし用に、屋内貯蔵所にひさしや荷役場所を設けることは認められる。この場合、ひさしや荷役場所は、屋内貯蔵所の一部として規制される。

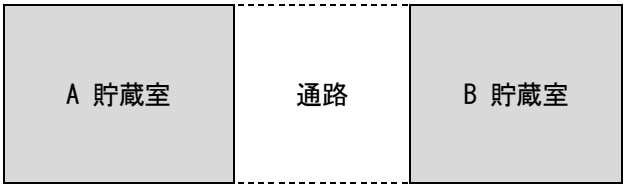
（昭和５７年５月１１日消防危第５７号質疑）

２　通路を有する屋内貯蔵所について

異なる貯蔵室の間に、通路（床はコンクリート造で危険物積おろし専用として使用し、危険物の貯蔵や他の目的に使用することはない。）を設けること及び屋内貯蔵所(通路)に貨物自動車を入れて危険物の積みおろしをする行為については、政令第２３条を適用し、その設置を認めて差し支えない。

なお、積みおろし作業中には、自動車の原動機を停止させておくこと。

（昭和５７年５月１１日消防危第５７号）



※　点線部分は、壁体は設けない

３　屋内貯蔵所内の作業用台車設備の設置について

屋内貯蔵所内に貯蔵を伴う作業用として、台車設備（中央に台車を設置し、危険物を積載して移動しながら貯蔵場所に運搬する設備で、台車は不燃材で造り、車輪はゴム製で火花等の発生する危険性はなく、台車は取り外しが可能）を設置することは差し支えない。

ただし、床に台車レーン等の段差を設けることは適当ではない。

（昭和５７年５月１１日消防危第５７号）

